

ワーキンググループの位置付けについて

○長町・歩いて楽しい街並みづくり検討会 規約（抜粋）

(目的)

第2条 本会は、長町・歩いて楽しい街並みの将来像（ビジョン）の具体化に向けた基本計画等を官民が連携して策定することを目的とする。

(ワーキンググループ)

第7条 本会の分科会として、交通に係る課題や方針等について検討する交通ワーキンググループと、エリアの利活用や空間のあり方等について検討する利活用ワーキンググループを設置する。

2 ワーキンググループの構成員は座長が指名する。

○組織図

